

小規模事業者の  
みなさまへ

令和元年度補正・令和3年度補正予算  
小規模事業者持続化補助金のお知らせ

**小規模事業者持続化補助金（特別枠は裏面へ）**

小規模事業者等が商工会の助言等を受けながら、事業者自らが作成した持続的な経営に向けた計画に基づき販路開拓等の取組や、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化の取組を支援するための経費の2/3を補助します。

**通常枠補助上限額：50 万円** ※詳細は公募要領をご覧ください。

◎補助対象者(以下の小規模事業者)

	業 種	従業員数
①	商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	常時使用する従業員の数 5人以下
②	サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
③	製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

◎募集期間

第 8回受付締切:2022年 6月 3日(金)「様式4発行受付締切 R4年5月27日」

第 9回受付締切:2022年 9月中旬「様式4発行受付締切 R4年9月上旬」

第10回受付締切:2022年12月上旬「様式4発行受付締切 R4年12月上旬」

第11回受付締切:2023年 2月下旬「様式4発行受付締切 R5年2月中旬」

※本事業の申請に際しては、**地域の商工会で確認**を行い、確認後「様式4・事業支援計画書」を発行してもらう為に一定の日数がかかります。締切までに十分に余裕を持って相談くださいますようお願いいたします。

応募方法:本補助金は、**三沢市商工会**(TEL:0176-53-2175)へ申請願います。

◇公募要領は、青森県商工会連合会のホームページからダウンロードできます。

(URL) <http://www.aomorishokoren.or.jp/>

青森県商工会連合会 〒030-0801 青森県青森市新町2-8-26 青森県火災共済会館 5階  
TEL : 017-734-3394

## ◎申請類型一覽

累計		補助上限額	補助率	概要
通常枠		50万円	2/3	小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓の取組等を支援
成長・分配強化枠	賞金引上げ枠※	200万円	2/3※	販路開拓の取組みに加え、事業場内最低賃金が地域別最低賃金より+30円以上である小規模事業者 ※賞金引上げに取り組む事業者のうち赤字事業者については、補助率を3/4に引き上げるとともに加点による優先採択を実施。
	卒業枠			販路開拓の取組みに加え、雇用を増やし小規模事業者の従業員数を超えて事業規模を拡大する小規模事業者
新陳代謝枠	後継者支援枠			販路開拓の取組みに加え、アトツギ甲子園(ピッチイベント)においてファイナリストに選ばれた小規模事業者
	創業枠			産業競争力強化法に基づく「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受け、販路開拓に取り組む小規模事業者
インボイス枠		100万円		免税事業者であった事業者が、インボイス発行事業者として新たに登録し、あわせて販路開拓の取組を行う小規模事業者

**(注)いずれか1つの枠のみ申請可能です。また、ウェブサイト関連費のみの申請は出来ません。**

## ◎優先採択のための加点措置一覽

加点項目	概要
パワーアップ型加点	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域資源型 地域資源等を活用し、良いモノ・サービスを高く提供し、付加価値向上を図るため、地域外への販売や新規事業の立ち上げを行う計画に加点</li> <li>●地域コミュニティ型 地域の課題解決や暮らしの実需に応えるサービスを提供する小規模事業者による、地域内の需要喚起を目的とした取組等を行う計画に加点</li> </ul>
赤字賞上げ加点	賞金引上げ枠に申請する事業者のうち、赤字である事業者に対して加点
東日本大震災加点	福島第一原子力発電所による被害を受けた水産加工業者等に対して加点
経営力向上計画加点	中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定を受けている事業者に対して加点
電子申請加点	補助金申請システム(J グランツ)を用いて電子申請を行った事業者に対して加点
事業承継加点	代表者の年齢が満60歳以上の事業者で、かつ、後継者候補が補助事業を中心になって行う場合に加点
過疎地域加点	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に定める過疎地域に所在し、地域経済の持続的発展につながる取組を行う事業者に対して加点